

台所でオーブントースターを使っていたら、扉のガラスが割れた。ケガはなかったが、購入した家電量販店に連絡して調べてもらったところ、そのオーブントースターがリコール対象製品であることが分かった。 (60歳代 女性)

「リコール」をご存じですか？有名なのは自動車のリコール制度ですが、自動車以外でも、食品や家電製品など身の回りの製品に何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合には、製造事業者が製品を無償で修理したり回収したりすることがあります。こうした無償の修理や回収などもリコールと呼ばれています。

リコール対象製品の使用を続けると、火災やケガなどの事故につながる恐れがあり、尊い命や財産が奪われてしまうことにもなりかねません。

リコール情報は、製造事業者のホームページ、新聞での社告、折り込みチラシ、店頭のパスターなどに掲載されています。また、製造事業者へのユーザー登録や、販売店の会員登録により、リコールなどの情報を受け取ることができる場合もあります。

消費者庁でも、リコール情報を提供している「リコール情報サイト」を開設していますので、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。経済産業省や独立行政法人「製品評価技術基盤機構（NITE）」のホームページにもリコール情報が掲載されています。

お使いの製品がリコール対象製品であった場合には、すぐに使用を中止し、製造事業者や販売店などに連絡して回収、修理などを依頼してください。事業者と連絡が取れないなど困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者庁リコール
情報サイト